
令和7年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和7年6月18日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和7年6月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（16名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 高田 龍也君	4 番 坂本 光広君
5 番 吉村 益則君	6 番 田中 廣幸君
7 番 加藤 裕三君	8 番 平松恵美男君
9 番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
13番 佐藤 郁夫君	14番 湊野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 佐藤 孝昭君	18番 甲斐 裕一君

欠席議員（2名）

11番 鷺野 弘一君	12番 長谷川建策君
------------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 相馬 尊重君 副市長 小石 英毅君

教育長	橋本 洋一君		
総務課長	古長 誠之君	財政課長	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
財源改革推進課長			佐藤 雄三君
会計管理者	平野浩一郎君	建設課長	衛藤 武君
都市景観推進課長	伊藤 学君	農政課長	新田 祐介君
農林整備課長心得	秦野 一成君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長心得	小俣 功君		
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
学校教育課長	岩田 正明君	スポーツ振興課長	松本 知行君
消防長	大嶋 陽一君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

議員、執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人です。長谷川建策、鷲野弘一両議員から欠席届が出ています。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び各関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（甲斐 裕一君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可します。

まず、13番、佐藤郁夫君の質問を許します。佐藤郁夫君

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。毎日御苦労さまでございます。

13番、佐藤郁夫です。議長の許可により、通告に基づきまして、大きく3点、市民の皆さんの

声、願いを市政に反映させるために、今回も一般質問を行います。

まず、その前に、もう今、湯布院から庄内、挾間と、田植えが徐々に終えてきておりますし、秋には実りの秋で、農家の皆さん、地域の皆さんが喜ぶような年となるように期待をしております。ただ、今の気候変動、異常気象等で大雨等ございますし、今回は災害等もなければいいがなと、秋には黄金色の稲穂が色づいて、皆さんがそれぞれいい方向に行けばと、そういう思いでございますので、そういう気持ちも含めて質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

まず1点目の、由布市の幼稚園、小中学校の規模及び配置の適正化についてであります。これまでの答弁は、小中学校の適正規模の見直しに当たっては、小中学校、保護者のほか、地域の声を十分に聞き、共通理解を得ながら取組、協議を進めていきたいということでございました。

しかし、由布市だけでなく全国的な少子化、人口減少社会が進行をしております。多くの課題はございますが、特に私が気になるのは、3町の出生者数の推移であります。令和2年から令和4年までの3年間の平均でございますが、挾間町は160人、湯布院町は59人、そして庄内町は14人しか生まれておりません。この、庄内町14名という数字、このままでいけば、庄内町全体で今小学校は3校ございますが、1校になることが当然予想されております。見直しとこれからの方針をどのようにしていくのかお聞きします。

①点目、教育委員会での検討は庄内町の現状についてされているのかどうか、お尋ねします。

②点目、保護者等への協議の時期はいつ頃を考えているのか教えてください。

③点目、空き教室の利用計画なども協議する必要はあるのではと思います。

大きく2点目、野生鳥獣による農林水産物被害軽減対策についてでございます。

過疎、高齢化の進む中、中山間地域にとって鳥獣被害は依然大きな課題となっております。これまでの対策として、侵入防止柵や電気柵の設置事業、有害鳥獣捕獲事業等により、イノシシによる被害は少しずつ減少傾向にあると言われております。しかし、鹿や猿の被害は拡大傾向にあると聞いております。挾間地区の一部や庄内地区の一部でも、猿によりタマネギ、ジャガイモ等の野菜がほとんど収穫できなかった農家もあります。いろいろ対策の課題はあると思いますが、その対策についてお聞きをいたします。

①点目、猿被害の状況と対策についてお聞きします。

②点目、イノシシ、鹿被害の状況と対策はどうなっているのか。

③点目、小動物の被害の状況と対策はどうなっているのか聞きます。

④点目、猿被害と危険に対する広報活動を積極的にやってほしい。

大きな3点目、連携型中高一貫教育の由布高校についてでございます。

由布高校は、外部人材を招いた授業、中国語、韓国語を学び、就職後に生かせる授業、由布高校生が教師役を務め、小中学生が由布高校の学びを体験できるドローンプログラミング授業等を

行いまして、高校での学びが面白い、魅力的だと思われる学校を目指して取り組んでおります。

こうした取組を継続してきたことと、そして由布高校生の頑張っている姿を振興大会や市報等で紹介してきたことにより、昨年は入学者数は増加をしております。連携型中高一貫教育は、推進されてきております。由布高校が発展するために、次のことについてお聞きをいたします。

①点目、少人数教育の成果の発信が足りていないのでは。

②点目、中学校1年生から高校3年生に至るまでの6年間を見通した教育活動になっているのかどうか。

③点目、中高連携のメリットを生かし切れているのか。

④点目、高校生の積極的情報発信による広報活動を高校側と一緒に考えてみるべきではと思います。

⑤点目、中学生や保護者の意識を変える中高連携教育をどのように構築するかが最大の問題であり課題であります。これをどう取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

以上、大きく3点について質問をしました。明快な答弁と、再質問はこの席からします。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、13番、佐藤郁夫議員の御質問にお答えいたします。

私からは、野生鳥獣による農林水産物被害軽減対策についてお答えをいたします。

猿被害の状況ですけれども、令和6年度に通報があった件数は、挾間で47件、庄内で8件、湯布院で4件、令和7年度5月末現在では、挾間で7件、庄内で9件、湯布院で1件が確認をされております。猿による農作物被害額は、令和6年度で27万1,000円の被害額となっております。

しかし、家庭菜園については調査の対象外となっております。

猿対策としては、目撃情報があった場合は、学校や保育園及び警察に周知を行い、目撃箇所のパトロールを行っており、農作物被害が確認された地域に対しては、捕獲従事者による箱わなや銃器による駆除を行っているところです。

次に、イノシシ、鹿の被害状況については、令和6年度は703万8,000円の被害額となっております。イノシシ、鹿対策については、個人が購入する鉄柵や電気柵に対する補助金と団体に対して鉄柵を貸与する事業を行っております。あわせて、捕獲従事者による箱わなや銃器による駆除も行っております。

小動物の被害状況については、令和6年度、105万5,000円の被害額となっております。小動物については、捕獲従事者のわなによる駆除と、侵入対策として電気柵の設置に対する補助

金が中心となっております。

広報活動につきましては、過去に被害が多い挾間で、猿への注意喚起と対応を周知したところ
です。今回も猿の目撃が多くなっておりますので、市内全てに猿やイノシシに対する注意喚起と
対応マニュアルの周知を行っているところでございます。

以上で、私からの答弁は終わります。その他の御質問は、教育長、担当課長より答弁をいたし
ます。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。

由布市の幼稚園、小中学校の規模及び配置の適正化についての御質問にお答えします。

まず、庄内地域の現状について検討されているのかとの御質問ですが、議員御指摘のように、
少子化、人口減少に伴い、由布市でも特に庄内地域では小中学校の児童生徒数の減少のペースが
速く、その状況は認識しているところであります。

令和6年第3回定例会で、同じ内容の一般質問をいただいておりますが、それ以降、学校の統
廃合が進んでいるところや、小中一貫教育制度を導入している県内他市への視察を行い、教育委
員会としましては、現在、これまで行ってきた学校等の規模適正化の取組を踏まえ、今後の児童
生徒の推移や学校の現状、課題などを整理し、庄内地域における幼稚園、小中学校の適正規模・
適正配置に関する基本的な考え方をまとめているところであります。

次に、保護者等への協議の時期についてですが、現時点では、具体的に何月から始めるかは決
まっておりますが、先ほど申しました庄内地域における幼稚園、小中学校の適正規模・適正配
置に関する基本的な考えがまとまり次第、速やかに保護者や地域へ説明し、意見交換を図りたい
と考えております。

空き教室の利用計画につきましても、この庄内地域における学校等の規模適正化に取り組んで
いく中で、学校や地域の声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（岩田 正明君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、少人数教育の成果の発信が足りていないのではないかという御指摘についてですが、こ
れまで成果の発信として、由布高校は月1回、由布高だよりを発行し、全ての自治区で回覧をい
たしました。また、ホームページの更新により、日々の学習や活動の紹介をしてまいりました。

並行して、学校教育課からは、毎月、市報ゆふの人材育成通信の欄を活用して、由布高校の生
徒たちの頑張りを中心に、連携している中学生や小学生等の取組を紹介してまいりました。そし
て、これら由布高校生の頑張りを、例年実施しております由布高校振興大会や年2回の推進委員

会で還流してきました。

今後、由布高校が発展するための発信の仕方について、関係者で真摯に振り返り、発信の改善に努めてまいりたいと考えています。

次に、6年間を見通した教育活動になっているのかについてです。幼稚園から高校3年生まで、由布学として育成したい資質能力を系統立てて設定し、各学年において取り組んでいます。由布市の「ひと・もの・こと」を生かしながらの取組については、6年間だけではなく、幼、小、中、高13年間を見通した取組になっていると考えています。

中高連携のメリットを生かし切れているのかについてですが、令和6年度7月、由布市内の中学3年生に由布高校に関する意識調査を実施しました。その中の由布高校への進学を考えていますかという項目で、進学を考えていると回答した生徒のうち、家が近いから、行事が楽しそうだから、自分の学力に合っているから、やりたい部活動があるからという多くの理由が挙げられていました。これらの声も参考にして、発信の工夫に向けた協議を重ねてまいります。

次に、高校側と一緒に高校生の積極的情報発信による広報活動を考えるべきではについてですが、高校生からの発信という新しい視点、大変ありがとうございます。由布高校とも協議をしてまいりたいと思います。

最後に、中学生や保護者の意識を変える中高連携の教育をどのように構築するかが最大の問題点であり課題であるとの御指摘です、そして、どう取り組むのかということについてですが、中学生や保護者のアンケートから、変えていきたい意識を選び、それぞれの取組を考えていく必要を感じています。推進委員会では、保護者代表の参加もあります。その中で議題に取り上げ、対応策を考え、最大限取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 答弁は分かりました。ただいまから、順次再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の適正。適正という考え方が、過去にずっと私もいろいろ教育委員会と話し合いをしてきて、また協議をしてきた過程の中で考えてきました。特に、昨年6月では、由布市の特性、地域性を考慮して最小適正規模を小中学校では1学年、幼稚園では1クラス5人ということで、昨年から阿南幼稚園は休園となっておりまして、庄内地域は1園しか残っていませんよね。その分で、分かるんですが、この10年計画を令和3年2月にしているんですね。その計画した時期と今の令和7年で、出生数を含めて状況がどう変わっているのかというのを皆さんがどう捉えているのかというのが私は心配なんです。

教育次長、こういう状況は、計画した時点と今の時点は変わっていますか、変わっていません

か。危機感はどうなんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。お答えします。

この計画を立てた時点と今の状況ですけど、大分計画を立てたときよりも少人数化が進んでいると感じています。そして、今後、こちらとしては令和12年度までの児童生徒数の各学校の推移とかをまとめているんですけど、その数を見ても、今後、本当にもう五、六年先には、特に庄内地域においては、今3校ありますけれども、西庄内を除いて、30人いくかいかないかぐらいの規模になってくると思っておりますので、ちょっと危機感を持って、この学校環境の在り方というものを考えていかないと悪いなというふうに感じております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） そうなんです。計画は10年計画、5年計画とずっとあるんですが、状況はどんどん変わっているわけね。これだけ出生数が庄内が減ってきて、このままでいいのかと、学校も。在り方を含めて、保護者等々の考え方も含めて、地域もそうですよ。

だから、話は、これを進めて、最終的には令和12年で完結するというお考えでしょうが、私はそれでは、もう子どもたちのやっぱり教育環境というのは非常にどうなのかということをやっぱりすごく心配しておりますし、地域のそういう若いお母さんや子どもを抱えるお父さん方と話すときに、どうなんだと。そういう話は庄内で、どうでしょうかと。小学生の学びという、そのときに、あなたたちはどうでしょうかという話をするんですが、そのときやっぱり心配ですねと、今の状況やったら、挟間に行ってある程度の規模のところでやっぱり子どもたちを育てたいという声を多く聞くんですね。そのときに私も、それはそうなんだけど、庄内町がなくなってしまうというのは、何としてもこれは困ると。したがって、今市長を中心に、若者定住も含めて移住、定住もして、大分県の中ではある程度鈍化をしておりますね、この減る庄内町も。減少もやや遅くなっているんですが、現実はどうなんですか。これ、生まれてくる方はこういう状況、10人前後ということは、1学級といいながら成り立たないような状況になる。

この危機感を教育長はどう今捉えていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。お答えします。

先ほど次長が話したとおりであります。同様にやはり危機感を持っておりますが、やはり現状の中で、令和3年2月の基本方針の部分をしっかり考えながら、小学校適正規模が1学年1クラスということになりますから、子どもたちにとって一番教育環境の適する形に我々は先を見越しながらやっていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） それは分かるんですね。いろんな状況を私も先生やいろんな人とお話をします。もう現実には先が見えているんですね。次長が言ったように、もうシミュレーションできていますので、私はそういう計画を１０年立てているんだけど、やはりもう実際、そこ、何でもそうですが、事業をして到達するにはいろんな段階があるんですね。段階を踏んでいって、最終的にはそういう形になる。それもやっぱり四、五年かかるんですね。皆さんとお話ししたり地域とお話ししたり、本当にそういう段取りを毎年毎年して、いざそういう方向に行きますよといったときに、先生方もそうですが、四、五年は必ずかかる。だから、今の状況から、私は、先ほど答弁では、まとめ次第、徐々に意見交換を始めるといって、具体的にはないけれども、やっていくという考えも分からんことはないですから、やっぱりいろんなことを調べたときに、もうやるしかないとは私は思っているんですね。お話ですよ、皆さんと、地域とのやっぱり取りかきを、まずはそういう保護者でも、地域の方でも、先生方でも、いろんな取組があると思うんですが、それを私は始めたほうがいいんじゃないでしょうか。もう５年ですよ、３年から入れたとき。そうしたら、あと６年しかない。実際にいろんな事業を積み上げていって、まとまっていくには３年は絶対かかるんですね。その前に準備が要るんです。一、二年は必ず要る。だから、時期は今じゃないんですかと思っているんですが、学校教育課長、どう思われますか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（岩田 正明君） 学校教育課長です。お答えいたします。

人数等を考えながらの計画であります。学校教育課も教育総務課と同じ、本庁で今やっておりますので、答弁としては同じになります。ただ、それが今議員がおっしゃる、３年、４年かかるというところも考慮していく必要があるんだなと今聞きながら思ったところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） 私もこの問題をずっと取り上げて、今からいきますし、取り上げなきゃなりません、この庄内の現状を含めて。

なら、湯布院がどうかということも全部承知しております。まだ、厳しい状況はあるだろうと、私、湯布院もあります。けども、湯布院は小学校が１校まとまる部分があるじゃないかと。庄内は、同じような形の中で３校一緒になる形でしょう。だから、まだ、先行しなければ、まとめるところがやっぱり厳しいんじゃないですかと私は言っている。私、存じ上げているんです、全て。けども、これをこのまま、この計画だからいいですよという考え方は、私は捨ててほしい。今日こういう議論をして、去年の、もう１年たちましたから、そういう話をしても進歩していな

いんです。取りかかりをしていないという現状を私は言いたい。だから、事務局を含めて皆さんでやっぱり案を出してそういう話をしないと、なかなか前に進みませんよ。教育次長、やっぱりそういう状況をつくり出すのは、次長以下、課員の皆さんですから、そういうのをやっぱり考えて教育長に進言しないのでしょうか。どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） お答えします。

今、教育長の答弁の中でもあったんですけども、昨年、佐藤議員から一般質問を受けまして、その後、視察とか行って、今、保護者また地域に対する説明会をするための、教育委員会としての、庄内地域での教育環境の在り方についての検討資料を今まとめている段階です。またそれがまとまり次第、まず学校の先生方にも情報共有しながら、今年度には保護者なり地域への説明会をしなければならないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） その事務方の状況を聞いて、教育長、どうですか。再度。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。お答えします。

私は庄内中で８年間、庄内町でお世話になりました。そのときに、長野小、大津留小、それから南庄内小、星南、それから阿蘇野、それから東庄内の大龍分校ということで、昨日の孝昭議員の話の中にもありましたけど、庄内町に活気が戻る、やっぱりそういう教育方針を持つべきだというふうに思っております。次長と、詳しくは述べませんが、今日の臼杵市議会の中にも出ておりましたけど、そういう小中一貫といいますか、そういう方向性を、幼も含めて幼小中一貫の、これを絶好の機会として、やっぱり活気のある庄内町に、庄内のやっぱりそういう学校にしていきたいという思いが物すごくあります。だから、議員もやっぱり同様であるというふうに思っておりますし、皆さんの知恵を借りながら、今年度中に、やはり地域の合意形成というのが非常に大切だというふうに思っておりますので、今１４人という実態と、それから、これからの展望を加味した、やはりそういう特色ある学校づくりを皆さんに御説明して、これからのやっぱり庄内町、さらに活気づくように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） 私も豊後大野を含めて情報は全部取っております。教育委員の皆さんから、議員もやっぱり一緒にやってください、当然ですよ。私は、庄内町は一番危機感を持っています。したがって、こういう問題もずっと取り上げてきていますよという話をしてい

ますので、ぜひ教育委員会の中で、今日のことも含めて喫緊に、やっぱりそういう課題としてはもう厳しいと。したがって、いろんな資料も含めて早めに取りまとめて、開始してください。これはやっぱり取りかかりして、かなりかかりますよ、そういうことを皆さんに周知するまで。決めたら段取りとして早いんですけども、そういうことを期待しておりますので、どうぞその点は、由布市の子どもたちのため、庄内の子どもたちのために取り組んでいただきたいと思います。

この問題、少し長くしましたから、次に移りますが、野生鳥獣、これ、一番私が心配して、私も過去のいろんな状況を調べてみました。2017年、2018年頃から、高崎山の猿がA群かB群か知りませんが、ある地域に、山口の地域に1キロぐらいに700匹ぐらい出た時期があるんですね。そのときに、いろいろやっぱり挾間地域の皆さんが心配して、特に石城地域の方。石城でも、特定の地域、4地域ですよ。私も実は覚えています。山口、七蔵司、高崎と、あと一つはちょっと無理かな。それぐらいは、大分市の観光公社がいろんな、一緒に、そういう職員の皆さん、観光公社の職員の皆さんがタイアップして、この猿被害、シイタケやら食い荒らしたり、ジャガイモやら、地域として大変だ。どうするのかというときに、やはり裏に高崎山がございしますので、やっぱりそういうのがあるだろうということで、やったこともあるんです。

ところが、最近、石城より由布川に出ているんですね。由布川にかなり、赤野の丸田から東行を含めていっぱい出ている。それはどうしてそうなるのかなと私も思っていました。農林整備課長に聞きますが、この猿は高崎山の猿か、それとも野生の猿か、そういうのは分かるんですかね。分からないんですかね。教えてくださいませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） 農林整備課長心得です。お答えします。

今、由布市挾間町で出没しております猿についてなんですけども、当時の記録を見ますと、高崎山からA群が離脱した際に農作物被害があった範囲を補償地域として大分市のほうが設定しております。その後、平成28年度に大分市がGPS調査を行っておりまして、その範囲は広がっていないということで、それ以外に出る猿については高崎山の猿ではないというふうに市のほうも認識しております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） そこら辺が問題なんですよ。猿を悪く言う気持ちはございませんし、これは野生ですから、非常に野生と人間が共有できればいいなと私は思って、餌があれば出てこんのかなとか、いろいろ自然体系、気候変動とかいろんな形の中で、やっぱりこういう形になってきたのかな。

ただ、心配されるのは、最近、A、B、Cあったのが、もう1群おりませんわね。新聞紙上

で見えています。したがって、そういう離れ猿というか、公社の考え方として私もちょっと聞いております。一遍出たものは、野生の猿だという捉え方ですわな。けども、地域の住民として困るのは、やはり子どもたちにも被害が、登下校も含めて。そういうときに、やはりそれなら誰がどこで管理をして、猿を追い払ってくれるのか、どういう対策があるんでしょうかということをお聞きしました。庄内地域も一部ありましたので、これはやっぱり子どもたちの登下校も含めて、地域の皆さんに被害が加えられるようなことがあったら困るということでもありますので、課長、どうすればいいんですかね。箱わなとかいろいろあるんですよ。けども、猟友会もあるんですが、それはやっぱりできない。どうやってそれなら追い払うというか、その被害をなくするような努力ができるのかできないのか、そういうことは具体的にどういうことを考えていらっしゃるのか聞かせてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） 農林整備課長です。お答えします。

猿の被害につきましては、まず、猿について人慣れさせないということが1つ重要になっております。その中で、追い払いの徹底と餌場を作らないということで、追い払いにつきましては、住民の方が集団で見かけたら石を投げて、この地区は猿のほう怖いというふうに認識させることが一番重要だというふうになっております。なかなか皆さん難しいとは思いますが、自治区の方には御協力いただいて、石を投げたり爆竹を鳴らしていただいたりとかいう措置がまず1つになります。

あと、それ以外につきましては、駆除としましては、銃による駆除がありますが、どうしても今挾間のほうとかで出没している猿につきましては、住宅街のほうで出没しておりますので、なかなか銃による駆除ができておりませんので、今、市のほうで箱わな等を設置しておるんですが、なかなか今猿が捕獲できておりません。どうしても猿は頭がいいものですから、なかなか捕獲できないということに関しましては、また市のほうも、どういう効果的な、効率的な方法があるのかは今後もう一回調査研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） そうなんです。やっぱり協働もしていかなければ、猿こそかわいそうかなと思っておりますが、被害がやっぱり農家の方やあそこの近所の自宅の、この物価高で野菜が取れないときに、ジャガイモやらタマネギが全部なくなって、近所の方からまたおすそ分けをもらおうと、そういう状況ですから、何としても市としてもそういう人たちの声を聞いてあげてほしい。

私、前に聞いたことがあるんですが、開発公社等々の方から、やっぱり猿はピーナッツが好き

だから、その餌を与えてある程度のところで抑えていくとかいうことで、昔、支給があったと。補助的な部分が地域ごとに出ていたんじゃないかな、出ていたようであります、山口の人に聞いたときに。そういうことは今はないんですか。そういうやっぱり餌を、あるところに集めて囲って追い払うと。そういう状況でいったら、市民の方も、花火もそうなんです、そういう原材料を含めて、何かそういう補助的な部分、大分市の観光公社からの手助けというのはないんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

今、大分市のほうと毎年1回協議会のほうを開いております。地元の協議会と一緒に協議会を開いております。その中で、今、大分市のほうからは、箱わな柵を2基貸与しております。あと、ピーナッツ等の餌についても大分市のほうからは提供をいただいているところではあります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） ぜひとも、やっぱりなかなか、野生といいながら、これは特定すると悪いんでしょうが、そういう地域があったものですから、やっぱりそこから出てきてあったから、それに帰せば、やっぱり対策協議会も含めて、うちの市も入っているんですから、よく協議されて、出沒する、特に今、田代から丸田のほうにぼーんと渡って、大体10匹ぐらい、子ども抱えた、出るそうです。やっぱり怖いと。何としても、野菜も全部取られてしまうし、喫緊にやっぱりそういう対策をしてくれんとどうしようもないと、地域の方は。だから、やっぱりでき得る範囲の対策をしてほしいんですが、市長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

猿についても、今できる限り、情報が入れば職員が見守ったり、また学校や幼稚園、そういった関係機関に注意喚起をしたり、警察にも連絡をしたり、できる限りの対応は今も行っております。議員御指摘のように、今度は捕獲について、先ほど課長が答えたように、なかなかいい手段が見当たらないというようなことです。大分市と連携しながら、以前、被害の範囲が、大分市が指定している範囲が、先ほど議員が言った4地区なんです、それを広げてほしいという要望も出したこともございます。そういったできる限りの対策を今後とも続けていきたいと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 地域の人に、課長、最後に聞きますが、先ほど言ったように、花火やらそういうものの補助というのは、今、挾間地域整備課か何かかと私は思っているんです

が、そういうのは予算はあるんですかね。それ、あればやっぱりそういう多く出ている地域の人に、やっぱりそういう自治委員さんなりからお知らせをして、少しでもやっぱり対策をしてあげるということはできないんでしょうかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

頻繁に猿が出る箇所につきましては、なかなか市の職員が行くまでに時間のタイムラグがあるものですから、地元の方をお願いして、爆竹等の貸与といいますか、お渡しして、地元の方に対応していただくようお願いしているところでありますので、必要であれば、爆竹とロケット花火の譲渡といいますか、あげることを今しております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（１３番 佐藤 郁夫君） ぜひ対応方をよろしくお願いします。

それと少し余談というか、猿を擁護するわけではないんですけど、こういうのがあったんです。「東西南北」で今年の５月８日、シャーロット様、立冬のみぎり、いかがお過ごしでしょうか。一筆申し上げます。あなたが高崎山の餌場から姿を消して、はや２年半ですね。ということは、現実問題、逃げているんですね。人間の熱視線に嫌気が差したのではと、県民一同案じております。生まれたての貴殿が、母、オフセにしがみついていたのは１０年前の今頃でしたと。時を同じくして生を受けた英国の王女と同じ名前がつけられた、世界で時の猿になっているんですね。それがいいか悪いか、人権問題だ、そんなことを言いましたけども、当時の大分市長の、やっぱりシャーロットでいくということで命名がされたということで。

猿としても、これ、やっぱり一生懸命生きているわけでありまして、愛嬌のいい、やっぱり高崎山ということがあって、大分県のやっぱり観光資源ですから、これも１つは考えていかなければならない。一方的にどうだということよりは、やはり共存できるような形も私は考えていかなければ、動物も大変かな、特に猿はそういう性質があるのかなと思っていますので、皆さんで考えていこうではありませんか。

以上でこの件は終わります。

最後であります。由布高校についてでございます。

本当にこれ、連携型中高一貫教育、もう１３年になります。連携で、一時なくなる、市議会でも議決して、全員でその当時、大分県教育長に直談判をして残していただいた。それから政策として、初代市長が、やっぱり政策的にやろうといろんな形で支えてきた。ただ、最近また１２０が１０５ぐらいになったんですよ、定数。少し今年は８０名くらいで、充足率は前回よりは上がったんですが、やっぱり厳しい状況が続いている。

私も推進委員会とかそういう会議に出させていただいて、多くの皆さんの御意見を聞きます。その中で私がずっと心配しているのは、各、湯布院、庄内、挾間のPTAの会長さんが出ていただいたときに、特に今年、私がびっくりしたのは、庄内の方だったと思うんですが、中高連携型というのはどういうことですかねとPTAの代表の方が言われたから、これを捉えたときに、私は、やっぱりまだまだ、この地に13年のやはり由布学をして、子どもたちはそういう形で教えられているけども、保護者含めて地域の皆さんは、そういう意識が薄い。非常に私はびっくりしましたね。そういう状況ですから、教育長、どうですか。あなたも会議に出られて聞いたときに、これはやっぱりどうすればいいかということを考えていかざるを得なかったと私は思っている。私もあれを聞いてびっくりしたんですよ。中高連携型、手を挙げて、どうですかと、どういうこと、中高連携、教えてくださいと言われたときに私もびっくりしましたし、先ほど答弁では課長が、市報とかいろいろホームページとか、いろんなことをしているけども、そういう代表の方すら周知がない。現実ですわね。どういう方向でやっぱり持って行って、由布高校に政策的に、補助もしているんですから、由布市教育委員会としても、やっぱりもうちょっと働きかけを強くせんと、私は悪いんじゃないかと非常に心配したんですが、教育長、どうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。お答えします。

議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。なかなか周知徹底ができないということでもありますから、やはり今までのやり方を変えていかなければならないというふうに思っております。

先週から今週金曜日が、挾間中のほうになるんですけども、3校の中学校に教育委員会から、私と指導主事、そして由布高から教頭が出向いて校長と3年部と懇談をしております。やはりそういう中でも、今、議員がおっしゃった、内容のところでちょっと踏み込んで、何が足らんですかというようなことで話を進めています。そうしたときに、やはり今の由布高生の頑張りをできるだけ伝える。子ども同士で伝えることが有効ではないかと。中学の志望の動機の中で、現役のやっぱり高校生の話が納得できたと、それで興味を持って進学したというパターンが結構ありますので、やはりそういうアプローチの仕方を工夫しながら、これからも工夫改善をしていかなければならないという認識は強く持っております。

その1つとして、SNSの工夫をまた高校と連絡を密にしながらやっていこうというような話もできておりますので、この中高一貫の推進会議、年2回あって、この構成が、教育委員会、それで由布高校、3中学校、県教委、それから先ほど言われた保護者代表、それから地域の代表に同窓会代表ということで、議員にも出席していただいておりますので、そういう方法等でこれから工夫改善をやっぱり大いにしなければいけないという認識は持っております。

以上であります。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） せっかく人材育成の中核として13年間で由布学を学んで、そしてその人材を由布市で受けて、そういう経済界、由布市、消防でもいいんです、由布市に残っていただいて、それが未来を、やっぱり由布市を支えていくという形の中で、やっぱりこれは政策的に初代市長がやられてきたんですから、やっぱり今までの、旧校名、碩南高校時代は非常に悪い時期も一時期はございました。その分が、私もちらっと聞いたときに、保護者のイメージがやっぱりよくない。そのイメージがずっと今まで残っている。

ただ、最近、教育長も御存じと思うんですが、西来路泉稀という人がおったんですね。この子が、私はびっくりした。本人が意見発表したんですね。本人は、中学時代から授業中に指名されただけで泣き出してしまうような大人しい性格の子どもでありましたが、由布高校に入学して、生徒会活動、会長をしました。県の主催する様々な事業に積極的に参加するようになって、人間的に成長できた。特にこの子のすごいのは、大分から未来を変えたいというプロジェクトの中で、犬の気持ちが分かるカードを考案したんですよ。この人、初めてですよ。実践は阿南小学校等でしているんですね。こういうカードで犬の気持ちを分かって、やっぱり共存していきましょうねと。こういうのも今大学になってもやっていますし、素晴らしい子どもがおるんですね、湯布院中学出身の子だったと思いますが。

こういう子どもさんが、やっぱり命の大切さ等々を言っておる。この支援を、私はやっぱり高校なり教育委員会なりがやっぱり世に出してあげたい。出してほしい。そういうことでやっぱり子どもたちが、段々と素晴らしい学校だね、少人数学級のやっぱりすごいところだねということもPRしてほしいんですね。そういうことも含めて、やっぱりPR不足が最大私はあると、伝達の方法がまだまだ行き渡っていない、そういうふうに思っていますから、先ほど教育長の言われましたように、一歩踏み込んだ形のやっぱり伝達を高校側と協議して発信してほしいんですが、それだけはよろしくお願いします。

そういうことで、あと5分となりました、今回は3点でありましたが、早く終わろうと思いましたが、なかなか終わりません。

最後ですけど、私が当初言いましたように、農業問題、令和の米問題、少しだけ言わせてください。ここに農業をされている議員の方も多いんですが、私たち、減価償却していろんな機械を買ったりして、1袋作る、30キロ作るのに、今、何万とかいろいろ言うんですが、大体8,000円ぐらいかかる。物価高だから、まだそれよりかかると思います。けども、この生産者が作った60キロにして、2万何がしが消費者に行くときに、5万とか2倍以上になる。これは何が悪いのかというと、やっぱり流通過程を含めて、今までの仕組み、システムがやっぱり、

生産者が努力して頑張った分が消費者に安く行っていない、この過程がやっぱり一番大事だろうと、原因があるだろうと思っていますし、私も大きく言えば、前から食管法をやっぱり考えたときに、農業者も守って消費者も守る。特に外国はこういう形をしているんです。生産者から政府は高く買うんです。そして、消費者に安く売るんです。その間を税金が埋めるんです。これはヨーロッパとかやっているんですよ。だから、こういうシステムに今後は変えて、やっぱり我々暮らす消費者が助かるような、生産者も消費者も助かるような政策をやっぱり農業もしていかなないと成り立たない。もう高齢化率で、実際 70.1、超えているんですよ。本当に従事している方、統計的に見たら 70.1 歳ですね。だから、そういう人が支えてくれているから、安く何とかしようと生産者は頑張っている、しかし、消費者に行ったときには 3 倍も 4 倍も、べらぼうになっている。だから、今、備蓄米を放出しておるとか何とか言いよるけども、これは政府がもうちょっと考えていただいて、やっぱり仕組みを変えていかなければ安くならんと。欧米のような形にしないとは言いません。消費税とかいろんな問題がございますけれども、やっぱり大きな私は令和の米騒動は曲がり角だと思っていますし、これからも、生産者、私も 6 反弱を作っていますから、そういう気持ちも分かります。地域の皆さんと一緒にこういう問題も取り組んでいきたいと思っていますし、今年が災害がなくて、当初言いましたように、すばらしい出来で、国民の皆さんに米が届くように努力をしていこうではありませんか。特に、食料自給でいったら 38% ですよ。これを外国からまた輸入するということは大変なことになるんですね。やっぱり地域の、また国の農業も守っていかなきゃならない、そういうふうに私は思っていますから、皆さんと一緒にこの問題も考えていこうではございませんか。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、13 番、佐藤郁夫君の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は 11 時 10 分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、3 番、高田龍也君の質問を許します。高田龍也君。

○議員（3 番 高田 龍也君） 3 番、日本保守党所属地方議員の高田龍也です。議長の許可をいただきましたので、今から通告にのっとって一般質問をしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、質問を始める前に、今週、6 月 16 日、動議を発議して審議していただきました。

議員の皆様、執行部の皆様、お時間をいただきましてありがとうございました。その上で、議長にこの言葉を贈りたいと思います。李下に冠を正さず、この言葉を議長に贈りたいと思います。

それでは、通告にのっとり一般質問を行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、財政です。1、財政について。

旧湯布院公民館跡地利用を、亀の井バス以外のバス会社と直接協議をしない明確な理由を伺う。また、亀の井バスが管理することで、市の財政にどのようなメリット、デメリットがあるのか伺う。

2、上原サッカー場、管理等も含む、今後の維持管理について伺う。また、株式会社ジェイリースとの契約状況を伺う。

大きく2です。農政について。

現行での森林伐採届に関する不備があるか伺います。

2、新規就農、地場産品創出のため、ふるさと納税によるクラウドファンディングを行う考えがあるか伺う。

3、由布市農業再生評議会が示す、大分県の水田の構造改革の加速に向けた由布市の主食用米作付面積の目安とは何か伺う。

追加質問です。議案68号、由布市定住促進宅地の無償譲渡に関する条例の制定について、譲渡の対象者、第4条、定住宅地の譲渡の対象者は、由布市に定住を希望し、かつ、住宅地に自己の住宅を建築しようとする者とあるが、国籍は問わないのか伺う。

以上を質問したいと思います。再質問はこの場にて行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、3番、高田龍也議員の御質問にお答えいたします。

私からは、湯布院公民館跡地のバスロータリーについて、亀の井バスと由布市の2者で協議をする明確な理由についてお答えをします。

現在整備を進めています事業箇所の土地は、亀の井バス株式会社と由布市が所有する土地を活用した事業であります。また、今回のバスロータリーの運営については、亀の井バス株式会社が九州運輸局に専用バスターミナル変更確認申請を提出して管理運営権を亀の井バスが持っています。そうしたことから、土地所有とバスロータリーの管理運営権を持ちます亀の井バスと由布市との間で協議を行ってきたところです。

次に、財政的なメリット、デメリットにつきましては、完成後のバスロータリーの維持管理については、老朽化、破損、補修、また急を要する補修等は亀の井バスが行うこととしております。

ことから、完成以降、バスロータリーに関する部分の維持管理費はかからない、これが1つと、また、今回の計画で一番大きなものは、やっぱり駅前の交通渋滞の緩和、交通安全対策につながるということがメリットで、それにより市の財政的にもメリットがあると考えております。

デメリットにつきましては、今のところ大きなものがないと考えているところです。

以上で、私からの答弁は終わります。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） スポーツ振興課長です。お答えします。

上原サッカー場の維持管理についての御質問ですが、サッカー場につきましては、人工芝を含め、これまでどおり市が維持管理を行ってまいります。管理棟につきましては、ジェイリース株式会社が維持管理を行います。

また、契約状況についてですが、人工芝及び管理棟について、それぞれに管理運営に関する協定書を締結して、利用者の利便性の向上及び上原公園の公園機能の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） 農林整備課長心得です。

現行での森林伐採届に関する不備があるかとの御質問ですが、伐採届については、森林法に基づく届出であります。届出の内容については、森林法及び森林法施行規則に定められている必要事項が伐採届には網羅されておりますので、不備はないと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。

初めに、新規就農・地場産品創出のため、ふるさと納税によるクラウドファンディングを行う考えはとの御質問ですが、由布市のふるさと納税返礼品に関して、農業分野からも多くの関係者の方に御協力をいただいているところです。現状では、米や野菜、梨などの生鮮品目や市内で栽培された作物を利用した加工品等の提供が主なものとなっております。

他の自治体でのふるさと納税によるクラウドファンディングの取組につきましては、農業分野に限らず、特産品創出を目指し、市内企業者の企業誘致なども含めた取組が実施されていると認識しております。今後、関係課も含めまして、制度に関わる研究を行いつつ、実施事業者の存在やニーズについても調査できればと考えているところです。

次に、由布市農業再生協議会が示す大分県の水田の構造改革の加速に向けた由布市の主食用米作付面積の目安とは何かとの御質問ですが、県の農業再生協議会が作物の栽培条件や実需者の所

在地等の実情を考慮した令和7年産の県振興局別の地域の生産の目安を算定し、その地域の生産の目安に令和5年産主食用米の市町村の作付割合を乗じて、市町村別の生産の目安が算定されます。その結果、由布市に示された令和7年産の主食用米の生産の目安は1,176ヘクタールであります。

市としましては、高騰している水稻の効率的で安定的な生産を実現するため、今後も国や県と連携し、担い手への農地の集約や新たな担い手の確保等の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。

定住宅地の譲渡の対象者は国籍を問わないのかの御質問ですが、若者定住住宅推進事業は、庄内地域の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を高めるためには、市外に住んでいる若い世代の方々が庄内地域を移住先として選んでいただき、新たな定住人口を獲得することが重要と考えています。

市外からの転入を促すことで、庄内地域の人口増加、地域コミュニティ、地域の活性化などが期待できますことから、国の法令等や市の対象基準に合致すれば、国籍にかかわらず市外在住者を対象としております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。それでは、再質問を行っていききたいと思います。財政について先にお聞きします。

亀の井バスとの直接協議の点なんですけど、動いていますので、そういうことなんだろうと思いますが、今、市のほうが土地を貸している分に関しては、貸付年数とあとその見直し、現状、物価等が上がってきたときの、地価も変わってきますので、そのときの地価とかの見直しは、いつ協議事項に、今後、何年置きにするとかいうのは盛り込まれているんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

貸付けにつきましては、由布市の使用料及び手数料条例による中で、貸付けの土地の私有財産台帳価格等で、今、覚書で締結をするようにしております。ですので、そういった路線価等の見直し等であれば、またそこで価格が変わってくる可能性があると思っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） いやいや、貸付けをした場合の契約を結んで、何年ごとに更新と

か、普通。賃貸とか借りたときには何年更新とかがあるんですね。1年ごとに見直しますよとか、5年後に見直しますよ。なので、地価が変わったのというて、地価の発表があったらすぐそうやって更新ができるような契約をするんですか。今それを聞いているんですが、地価の更新状況とかそういうことではなくて、契約する上で、契約の効力期間は何年かということを知っているんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

令和6年8月27日現在では、特に期間等については、施設等を供用する期間と同一とし、施設等の廃止を行う場合は廃止6か月前に申し出て、甲乙及び協議の上、解除するものとするという条項で結んでいるところです。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうなると地価が変わっても変更ができないような話じゃないですか。廃止するときにと今言われましたよね。今、振興局長が答弁されたように、地価の変動でも加味するようなことを言われていたんですが、今、振興局長が自分で言ったことが何か矛盾しているのではないかなと思うんですけど、矛盾点はないんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

今、振興局長が答えたのは期間の問題ですけど、その協定の内容には、双方で疑義が生じた場合はその都度協議するという条文が入っていますので、地価の変動とかそういったもの、うちの総体の見直しとかあれば、当然協議することになっております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 市長、ありがとうございます。私はそういうことをちょっと聞いたかったんですね。

また、これに関連してではないんですが、上原サッカー場の件です。

この亀の井バスの件、亀の井バスの件と言ったらいけないですね、バスロータリーの件については、また今後ちょっといろいろ聞いていこうと思います。

上原サッカー場なんですが、このサッカー場、株式会社ジェイリースさんが管理棟を管理する。全員協議会の中で、管理棟の中に事務所を置くというような話も出ていたと思うんですが、どのような契約を進めていくのかという話が今進んでいるのかと、あと、これは、このグラウンドを常に今使っている方々が、自分たちは今までどおり使えるのかというお知らせがあまり聞き及んでいないという話もあります。それと、市の公共のサッカー場ではありますが、これ、運動場以外にも体育館とか市が管理している部分があります。そこで、この間、停電でバレーがなかなかう

まいことできなかったという体育館もありますし、挟間ではバドミントンをやっている会場もありますので、そういうところに今後企業とかが入ってきて、企業が管理しますよとかいう話になったときに、そういう今やっている団体の皆さんに対して、変わらず使っていけますよとか、そういう話がしっかりとできた上で、このサッカー場を株式会社ジェイリースさんにお貸しというか、維持管理を頼むのか、ちょっとその点が分からないんですけど、いろいろ言って申し訳ないんですが、お聞かせ願えますか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） スポーツ振興課長です。お答えします。

最初の契約の状況といいますか、建物の管理につきましては、ジェイリース株式会社が行います。事務室というか管理人室がございます。その中の光熱水費とか浄化槽とか、一連の一体的な建物にかかる経費はジェイリース株式会社が行うという状況です。事務所につきましては、ジェイリース株式会社が市の団体に登録するために、また別の場所にジェイリース株式会社の支社といいますか、事務所を設置するという予定でございます。

全員協議会で私が事務所と言ったのは管理人室ということで、もしそれでしたら訂正させていただきます。

あと、市民に対してのお知らせについてですが、サッカー場の予約といいますか、グラウンド調整会議においては、グラウンドを使う関係者には今までどおり使えるという話はしています。おっしゃるとおり、公に市報やホームページ等でそういった話は今のところお知らせはしておりません。工事期間等はお知らせしているんですけども、そちらについても何らかの形で発信できればなと思っております。

加えまして、他の公共施設についてですが、基本的には市民が使う公園であり、グラウンドであり、体育館である、市民のための施設というふうに理解していますので、今回のケースでもそうですけど、決して優先的な使用はさせない、ルールに基づいて予約して許可するという、ここについては徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 1つ聞かせてください。

管理棟の維持管理ということなんですが、管理棟に管理する方とか警備員的な方々が在駐するのか、その在駐する方は、市が雇っているという言い方は変ですが、市の雇用の方の人間なのか、株式会社ジェイリースさん雇用の管理人なのか警備員なのか、その点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） お答えします。

管理人はジェイリース側の雇っている管理人でございます。基本的には8時半から5時という、ほかの施設の管理人と変わらない状態での在駐ということを考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうなると、サッカー場、柵をしていますよね。なかなか中に入ったりとか。そのときに、ジェイリースさんが雇っている警備員さんが在駐でいらっしゃるというところでは、いいのかな、普通に予約を取りに来た人たち。その管理人さんがちゃんとしっかりと、市の条例とか、予約を取って来ている方々にはちゃんと優先的に貸しますよということは、全て理解した上で管理人としてそこに常駐するということは、今後契約を結んでいく中で、そういうような条文は入れるような予定はあるのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） 管理人においても、ジェイリースの建物でありながら市有地に建っている部分もありますので、それは公の施設という意識を持ってしっかり管理してくださいというふうな話はしております。協定書にも、事細かな運営管理事項も記載しているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今、スポーツ振興課長の答弁の中に、事務所はほかにあるけども、シ有地に建っていますということを言われましたが、シ有地というのは、私の私有地ですか、それとも由布市の市有地ですか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） すみません、由布市の公有地でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

私が許可したんですけれども、管理棟の管理人はグラウンドの管理人ではありません。管理棟の管理だけです。ですから、あそこを開けて、あそこを使う市民の方々もミーティングルームやトイレやらシャワールームを使えるようにする。その管理棟は所有権がジェイリースにありますので、その管理棟の管理人です。ですから、グラウンドの受付とかそういうのは市が管理していますので、今までどおりです。

それと、事務所というのは、ジェイリースの会社をやっぱり市民と同じ扱いにするのであれば、市の豊洋精工と同じような扱いをするので、由布市に事務所があったほうがいいですねと言ったら、じゃ、由布市内に事務所を設けますということで、あそこを事務所にするわけじゃなくて、

市内のどこかにジェイリースの支店か何かの事務所をジェイリースが造るということで、市有地を貸すとかいうことではなくて、私有地になると思うんですけども、支店を設けて市民と同じ扱いをしてくださいということで、使う場合も、今までどおり調整会議に入っていて調整をするという仕組みになっております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） スポーツ振興課長、市長、ありがとうございました。いろいろ疑念が今払拭できたかなと思います。

先ほど言いました、今回サッカー場ですね。他施設、グラウンドとか体育館とか、今後このような企業がもし管理しますよとかいう話になったときに、今使っている団体が、いや、私たち、今までどおり使えるのかなという疑念が生まれないように、しっかりと広報していただきたいですし、こういうような企業が公募してきた場合には、いま一度、今使っている既存の団体、または由布市民を優先的に使いますよと。言い方は悪いですけど、余った時間やったらいいですよというような契約の仕方のほうが、私は市民の方々が喜ばれるんじゃないのかなと思いますので、よかったです。今日質問してみて、今、課長からも市長からも答弁いただきましたので、また疑念に思うことがありましたら聞いていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、農政について聞いていきたいと思います。

森林法、農林法等にのっとっての届出なので、今のところ不備がないということなんですが、昨年ですか、今、テレビとか新聞とかでも、北海道のほうで無届け伐採が、１ヘクタールやったんですか、そういうことが起きていました。届出を出していなかったので分からなかったということです。すみません、私は正確な数字を覚えていないんですけど、由布市の行政処分というか、市長が相手方に処分書やったんですか、何書やったか、すみません、覚えていないんですけど、あのときは、あれはたしか大分森林組合だったと思いますけど、大分森林組合さんは何ヘクタール無届け伐採をしていたんですかね。すみません、私も正確な数字を覚えていないものですから、教えていただきたいので。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

どのくらいの指導があったかという内容についてですけども、由布市の中で４件、約７ヘクタールぐらいの無断伐採があったということになります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） すごいですね。北海道に比べ約７倍の無届けがあった。北海道は

それに対して、開発届も出していなかったという報道もありますので、そういうところで、また違うのかなと思います。

7ヘクタール無届けであったというところが、届出書を出すに当たって、届出書の中には不備はないとは思いますが。今までそれでやってきていますので、私もそうだと思います、出していないことによって、7ヘクタール、後から、たしか理由が失念していましたとか、出し忘れていましたとかいうことなので、そうなってしまうと、近隣の住民の方とかは何で切っているんだろうかと行政のほうにお聞きしても、いや、分からないですねって話になった上でのこういう行動やったと思いますので、それが行政の不備かというところは、また違ってくると思いますので、無届け伐採について、今後、由布市行政として、何らかの森林の伐採をしているところが、通報に頼るのか、何らか行政として動いていくことができるのか、何か案があればひとつお聞かせ願えんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

森林の伐採届、造林届につきましては、平成5年から書類の厳格化が義務づけられております。そういう中で、まだまだちょっと周知が足りない部分があるのかとかいう部分もありますので、今後はいま一度、林業事業者さんとかには周知のほうを徹底していきたいというふうに市のほうは考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 森林事業者さんに徹底していきたいということなんですが、伐採届というのは森林業者さんが提出していいんですかね。それとも、森林、木の所有者が提出するんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） お答えします。

伐採届につきましては、森林所有者と伐採する事業者の方がおられます。提出されるのは、どちらの方でも結構です。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） その場合は、連名で書かれている方が提出するのでオーケーということですね。分かりました。

森林法の中では、森林所有者の提出ということで、所有者が出さないときには委任状等をつけるというふうになっていたと思いますので、そういうところもしっかりといろいろ確認していっ

ていただきたいなと思います。

あと、伐採があると、もしかしたら崩れるんじゃないかとかいうような市民の皆さんの不安事というのは常々出てくると思いますので、山を切っているのを見かけたら、私ですが、許可は取っていますかというようなお知らせ等はしていきたいなと思いますし、市民の皆さんからの情報も広く拾っていききたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、すみません、略していいですか、クラファンについてなんですが、農政課長、先ほどの答弁は、前向きに検討していきますというような言い方でいいんですかね。どういふようなあれなんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。お答えいたします。

まず、この制度が白紙といいますか、そういう状態にございますので、まず制度の研究を行わせていただいて、それが由布市に合うのかどうかというところも調査研究をさせていただきたいというふうなことです。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） せっかく財源課長がお見えになっていますので、何か一言、この制度について課長の今のお考えをちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。

質問にありました事業というかクラウドファンディングの手法なんですけども、こちらのほうは我々担当課としては前から存じ上げておりました。近年でいいますと、ピアノのほう、若干中身は違うんですけども、うまく成功している部分であります。

今回、農政の部分で御質問された部分の仕組みは、我々が庁舎内、各担当課を含めて広く説明を今現在しておりませんでした。そこは深く反省するべきだと思います。今後は、関係課含めて、こういう話、クラウドファンディングに限らず、事業の内容等でしていって、本当に実現できるのか。なかなかクラウドファンディングは自治体がすると成功事例のほうが少ないものですから、そういう部分を含めて見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。次にまたする質問に、またこの事業が関連してくると思しますので、また後ほどお聞きしたいと思いますので、いましばらくお待ちください。

先に次の質問にまた移ります。

農政課長、この再生協議会が示す大分県の水田の改革加速に向けた由布市の主食用米作付面積、これ、いつこの数字は由布市に下りてきたんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） お答えいたします。

令和6年11月26日付で掲示がされました。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そのときにはもう米が値上がりして、少ないよというような話がもうあっていて、この数字がそれに反映されているものなのか、その点を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 米価格の分がこの時点で起こっていたかどうかというのは、大変すみません、私もこのタイミングだったかどうかというのは記憶がありません。すみません。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ちょっと重要なことなので、どなたかお答えできる方はいらっしゃいませんか。いないということでもいいですかね。

なら、すみません、質問を替えましょう。

農政課長、これ、審議会の分で資料をいただいているんですが、この米の方針で、現在、米の需要量はインバウンドを経て増加傾向が顕著となっている、インバウンドで米の消費が増えたというような書きぶりで、今回この面積を出しているよみたいな感じなんですけど、であれば、インバウンドの分で、どれぐらい要は外国の方がお米を食べたのかなと思うんですけど、そういうのは分からないですよね。分からない。

じゃ、質問を替えましょう。であれば、作付面積に関してです。

作付面積は、登記上田となっている面積で計算されているのか、ではなくて、水田として、水を張って作付ができる田んぼの面積なのか、その点を。今それをなぜ聞くかというと、登記上の田というのは、のり面も面積の中に入っているんですよね。となると、中山間地になると、実質的な面積と稲作ができる面積は全然変わってくると思うんですけど、今回示されている数字というのは、水を張って稲作ができる面積なのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 水張り面積でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ということは、水田として使える、稲を植えることができる面積ということでよろしいんですね。

であれば、今回、由布市が実際、全水田の面積に対して今回の米の生産量を目安にして算出さ

れた面積というものが、大本が幾らで、何%削減して、今回どの数字になっているかということ
をちょっとお知らせ願えますか。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 何%削減、大変すみません、その辺が理解できないんですが。すみません。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、私が持っているデータよりも、行政の皆さんが持っている言葉で言ってもらったほうが間違いがなくていいかなと思ったものですから、すみません、なら、私が資料を持っている分で読み上げさせていただきます。

今言われたように、作付ができる由布市の、今、これは全体的に、書類の提出とか電話調査で行ったものとしてなんですが、稲作ができる面積というのが2,082.8875ヘクタール。これに対して、今回由布市が米の受給調整をした上で、作付の目安として国、県から示された数字が1,176ヘクタール。ということは、43.5%、本来だったら稲作ができる水田を削減していますということなんですよ。

これ、昨今の米不足、米の単価が上がっているというところで、私は農協が悪いとは全然思っていないんですね。何らか少しはあると思うんですけども、このような政策をしてきた国の施策の大きな間違いがあるのかなと思いますので、ぜひ、由布市としては、この使っていない水田を再利用、再利用というかしつかりと100%使えるような状況に持っていくことができないかなと思うんですけど、農政課長、約2,082ヘクタールありますが、由布市の水田をしつかりと活用していくというような何か案がないですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） お答えします。

1,176ヘクタールというのはあくまで目安で、これを上回ったから、下回ったからというところで罰則的なものはございませんので、作られる方は作っていただきたいというふうに思っています。

案と言われると、今、由布市のほうで7年度から取り組みました耕作放棄地対策とか、そういった事業を活用して、少しでも作りやすい水田といいますか、農地にしていいただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 国のほうは、需要に対してこれぐらいの面積の作付であれば、根崩れしないよねということでしたかしていると思うんですよ。

ですが、今回、実際お米が足りなくなっています。お米の値段は上がっています。かといって、農業者の収入は増えていけませんので、あんだ、米作りよるち、もうかったやろがいとかよく言われますけど、全然もうかっていないんですよ。昨年、大雨、水害で、うちは作付をしていましたが、それによる被害によって、ほとんど例年の50%か60%いったかなぐらいの収量しかなかったもので、そうすると、やはり日本国民がしっかりとお米が今食べられていないような状況だと思うんですね。

古古古古米、私が生まれてから親も兼業農家で、私の祖父も農業者でずっとやってきたんですけど、古古古古米とか食べたことないですよ。それを国のほうが、古古古古米を出しましたとかと喜んで言っているのが物すごく、先祖から頂いた農地を守っている人間からしたら大変申し訳ない話であって、今の生産調整というか、水田の100%開発しようというところを考えたときには、しっかりと100%作って、できた生産量、今、現状これで足りるであろうという、足りていないんですよ。

であれば、余分に作るという言い方は物すごく語弊があると悪いんですけども、いっぱい作って、それでも日本国民のお腹がいっぱいになる、安価のお米が手に入りやすいという状況をつくった上で、由布市のお米ってめちゃくちゃうまいですよ。であれば、要は海外、インバウンドによる需要が増えていますので、海外に輸出して、もし何か、要は南海トラフ地震とかあるかもしれませんので、何かあったときには輸出を止めて、しっかりと国民、市民にお米をちゃんと食べられるような状況をつくるべきではないのかなと思いますので、そこでまたあえて聞きます。

この水田の再活用とか新技術とかもありますので、そういうような農業をやっていきますというような提案をクラウドファンディングでやって、由布市の水田の再生、活用が今後政策としてやっていけないのかなと思うんですが、農政課長、財源改革推進課長、両者のお答えを聞きたいんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。お答えいたします。

仕組みとしては可能でございます。ただ、あと、手法としては応募をかけて、募集をかけてその中で審査をして、採択して、クラウドファンディングを实际行わせていただくような形なんですけども、多分そこが、審査までの過程が見極めといいますか、そこが非常に難しい部分であろうかと思います。企業版ふるさと納税でクラウドファンディングで事業開始をしていただいた場合、寄附をしていただいた方に、その事業でできた成果物を返礼品としてお渡しするような形になるかと思います。短年で終わるものでもなくて、数年かけて継続的にできる事業という部分の見極めがなかなかハードルが高いのかなと正直思っております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうなんですよ。短年で終わらない事業というところがみそかなと思うんですよ。

新しく水田を利活用とか、再生した水田でできたお米ですよというところで、しっかりと毎年贈っていけるとなると、由布市の米がしっかりとおいしいものですから、そこで毎年、何年か区切りはあると思いますが、その年その年おいしいお米を贈るということはマーケティングの開発にもなりますし、ロコミというのが一番大きいんですよ。そういうところで、由布市の農業者の支援にしっかりとまたつながるんじゃないのかなと思います。

そこで、１つ聞きます。今、現状で由布市のマーケティング開発とか、そのような予算は農政課のほうにはあるんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です、お答えいたします。

マーケティングについての予算はございません。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 当初予算で、そのマーケティング開発とか調査研究する予算を持っているのは、商工観光課にたしかあったと思うんですが、商工観光課長、すみません、ちょっと急な振りで悪いんですが、今後、由布市のそういう農産物もプラスで、前も話が行っていると思いますが、今、現状、予算的割合でいったときには、農業生産物の広報、マーケティング調査等はどれぐらいの割合でされているんですかね。観光業と農政と比べたときには、全体の予算で、すみません、マーケティング予算が１，４００万円やったんですかね。それが、１，４００万のうち農業のマーケティング調査等にどれぐらい使われているのかなと思ったんですけど。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

大変すみません、そこまでの割合は今頭に入っておりませんけれども、基本的には、大半は農業のほうのマーケティングというほうには充てられていないという認識を持っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） すみません、ありがとうございます。

由布市は湯布院という観光名所を抱えておりますし、そのおかげでインバウンドもすごく増えております。そう考えたときには、今、マーケティング調査等で、農産分の海外のほうの販売路を調査研究していくことに、よって今から新しいクラファンをしたときに、手を挙げる人がいるのかというところがやっぱり疑問に残るところなんでしょうが、マーケティングがどういうものかという調査をした上で、こういうような形で、今、海外ではお米が日本円でいったときに５キ

口3,500円とか4,200円で普通に売っているんですよね。そうなったときには、輸出してもしっかりと利益が得られるのではないかとか、そこは一回行政のほうで調査をしてもらいたいなと思うところがありますので、由布市の農業の再生と、この危機的な米不足の解消にもしっかりとつながっていくのかなと思いますので、この米不足ということは国防につながりますからね。腹が減っては戦はできぬという、戦はしちゃいけないんですけども、おなかがすいちゃいけないんですよ。お米が高いから買えないということは、米が主食の日本人が言っちゃいけないことだと思いますので、そういうところも含めて、今後、農政課長をはじめ皆さんでしっかりと研究調査をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。お願いになって申し訳ないんですが、こういうような政策提案ということで御理解していただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

庄内振興局長、先ほど、国籍は問わないということだったと思います。今、今議会でも同僚議員のほうから、由布市の人口統計は緩やか、鈍化していますよという話だったんですが、その中であえてお聞きします。今回、無償譲渡する予算というのは過疎債が充填されていますよね。違いますかね。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です、お答えいたします。

これは庄内地域に定住宅地をするということで、その造成する中の一部ですが、過疎債のほうを充当するようにしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 過疎債を使うときの目的というのは何なんですかね。これをなぜ聞くかといいますと、ただ人口が増えればいいのか、その人口というのが、日本人なのか外国人なのか、そこを問わずに、過疎債を使用する場合には、その地域の人口が増えればいいですよというような対策の予算なのか、その点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

この過疎債を使うことですが、過疎からのまず脱却というものが基本としてあります。その中で、今、庄内地域、確かに人口の歯止めをかけるということで今取り組んでいます、その中で、市外からの転入者で今回しておりますけど、その中で、やはり広くこの庄内地域に住んでいただける方、そういうものに来ていただくということで国の法令、あと市の基準等に合致すれば、国籍を問わずということでしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） こちら、手元に由布市の市民課からいただいた人口統計の調査表をいただいております。令和3年3月31日から令和7年4月30日まで、各1年ごとの人口統計を示したものをいただいております。令和3年3月31日の時点で、由布市の総人口は3万3,838人です。そのうち日本人が3万3,420人、外国人が418人。これが令和7年4月30日になりますと、総人口は3万3,558人です。

ここで、令和3年のときの対比でいきますと、280人の人口減という形になっております。ほかの市町村に比べたときには緩やかですね。たしか500以下が鈍化な推移と見られるという調査の仕方だったと思うんですが、これを日本人、外国人を比べたときには、令和7年4月30日の日本人の由布市における人口が3万2,703人です。令和3年3月31日のときが3万3,420人。これ、717人、日本人の方が減っております。令和7年4月30日、外国人の方が555人、令和3年3月31日時点では418人、プラスの437人となっております。となったときには、自然減と移転をした方もいらっしゃると思いますが、伸び率でいったときには日本人の人口減が進んでいるのに、ましてや外国人に関しては約倍増えている。

というときに、今回住宅地の無償譲渡をする地域なんですけど、12戸やったですか、無償譲渡する。あそこの該当する地域の地区の人口というのは大体どれぐらいなんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

自治区の、世帯にすれば100は今ない状態になっております。その自治区の人口ですが、申し訳ありません、手元に資料がありませんので、後ほど提出させていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 世帯数でいうと100と。100以内、100より少ないかもしれない。80ぐらい。

となると、今回、12棟全部とは言いませんが、外国の方が仮に申請をした場合には、1つの大きなコミュニティになってしまうと思うんですね。今回、私が何でこれを問題提起しているかといいますと、埼玉の川口市、ある外国籍の方がコミュニティをつくって、川口市のもともと日本人の方が市外に転居しております。本来そこは、今その特定の外国人がいらっしゃるところは、もともと風俗街だったらしいです。そこを再生しようということで土地を開発したらしいんですが、なので、もともと風俗街というところで土地が安価であったので、外国の方が居住してこられた。となったときに、もともと住まわれていた方が、要は、マナーを守らない、外国人の方のせいと言うと語弊があるかもしれませんが、要は、せいで、ほかに居住をしていってし

まう。ましてや、由布市、湯布院町の観光面に関しても、トイレのマナーすら守れない外国人の方も多数いらっしゃるんですね。

その点を考えたときには、過疎が進んでいるところにももしかしたら外国人のコミュニティができるのではないかなというようなことは、これは、私、自分の私有地の売買は今国のほうでは何も規制することはできませんが、これは今回、由布市の財産ですので、由布市として何らかの条件はつけるべきではないのかなと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

今回、先ほども申しましたように、対象の基準としては、国の法令、あと市の基準に合致すればということしております。

今、議員が申された川口市の事例というのも、こちらも少しですけど情報は持っておりますが、今回、最低限10年間は住んでいただく、そういう基準等もありますので、今回、外国人、国籍を問わずさせていただくということにしております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうであれば、私はそれは変えたほうがいいなということは提案しておきたいと思います。

それと、これ、今、地域の方々にも、もしかしたら外国の方が住むかもしれませんよというような御案内は周知されているんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

2月ぐらいに自治区の方々と意見交換会、説明会のほうはしていたんですけど、その中ではこちらからは国籍のところの話はしていません。どのような方が対象となっていますよというところは説明しております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） なかなか今、今回条例で出ている分で、ぱっと見た目というか、一般の方がさっと見たときには、なかなか市外からのということになれば、大分市から来るのかな、日田市から来るのかな、別府市から来るのかなというような発想につながると思うんですね。なので、しっかりとこれを読み解いたときには、外国籍の方も入ってくるかもしれませんよということはしっかりとお伝えしないといけないのかなと思います。なので、ぜひ機会があれば説明はしていただきたいと思います。

それと、これは10年間住まわれるということなんですが、仮に外国籍の方が住むようになった場合、これ、もし住まわれた方が亡くなった場合、遺産の相続等はどのようになるんですかね。外国籍の方で、日本の法律が適用される方と、自分の母国である外国に子どもとか親類とかがいた場合には、どのような遺産の譲渡とかができるのかな。そこまで、市の財産をお渡ししますので、そういうような宙ぶらりんになるような土地になっちゃ困りますので、そういう点は調べているのか、その点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

こちらとして、10年は住んでもらいたいということをしております。その中で、そこに転入で住まわれた方、その方がもし仮に相続のほうに話がなったとき、どのような相続になるかというのは、関係機関とかの説明等を聞きながら対策というものを考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 市の土地を今から譲渡するということで今条例が出ていますので、その点、譲渡した相手方がどのように今後維持管理ができるのか。日本人であれば、戸籍謄本を取って、誰とつながりがあって、どの方がその権利があるのかということがすぐ分かると思うんですが、国によっては、子どもが遺産をもらう、奥様、伴侶がもらうとかいうのも該当しないところもあるんですよね。そういう点、国別に遺産相続の方式が違うよということは市のほうでは調べられていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

外国の方に対しての相続の仕方、それは日本の法律に基づいて行う国もありますし、自国の国の法律というところまでは、こちらも情報としては持っておりますが、ただ、どのような手続きをしていくのか、そういうところについてのところは、今後こちらのほうも調べていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

外国と違って、日本は結構この辺緩やかになっています。所有権移転、土地を取得する資格として国籍は問わないことになっています。どこの国の方でもあっても、土地を買おうと思えば買うことができる。相続についても、日本の法律に従って相続をするというふうになっていると私は認識しています。

特に今、日本の法律でそういうふうになっていて、国籍によって排除するというのは非常に私としては難しいのではないかなと。幾ら市の土地だからとかいう理由で、日本の法律で守られている人たちに対して、その部分を排除するというのは、非常に難しいのではないかなと。ですから、日本の法律。ですから、先ほど、410人とか外国人登録がありますけども、これは短期間登録でも住民票登録できますから、永住している方かどうかは分かりません、この人数は。そういった短期の在留資格を持っている方は10年以上住まれませんので、当然うちのほうの該当からははじかれると思っています。ですから、やはり日本の国籍を有するような外国籍の方、そういった方であれば、国籍を問わず認めるべきだという判断をしているところです。

高田議員が御心配な点、そこまで市が考えるのが適当かどうか、そういうことを考える自体が行政として変になるのではないかなというふうには私は思います。国籍とか、そういうこういった事例があるからとか。場合によって、いろんなケースがあろうかと思えますけども、そういったケースは、ケース・バイ・ケースで適切な対応を取ると。ですから、途中で亡くなった方、今の規約では、たしかこちらに買い戻すか、違約金を払って撤去していただくようになっています、今回の条例は。そういったものに基づいて適切に処理をすればいいのではないかなというふうには私は考えているところです。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 市長が言われるように、日本の法律は今そうになっています。ですが、これは外務省がやっている海外との土地の取引、GATS協定に基づいての施行ですので、地方議会からそういうところで弊害が出ているのではないかなということは強く訴えて、このGATS協定の見直しはできますので、しっかりと地方議会でも国のほうに、このような弊害が出てきておりますと。中国でしたら、中国人の方でも自分の土地は買えないんですね。相互的に両方買えますよというのであれば、GATS協定内では私はいいいとは思いますが、現状そうではないので、日本の国土、日本国民が迷惑がかかるような話はしちやいけないと思いますので、しっかりと地方議会からも訴えていくべきだなと思っておりますので、今後とも質問していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょうどお時間となりましたので、今回の高田龍也の一般質問はこれにて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、3番、高田龍也君の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時10分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、9 番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（9 番 太田洋一郎君） 9 番、太田洋一郎。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、先日、湯布院中学校の保護者の方から相談を受けた件がございまして、というのが、中学校に入学されて、すぐ柔道部に入られたと。拠点校が挾間中学ということで、毎日送り迎えをしているんやけども、それがやっぱり大変だということで、市として何か支援はしていただけないだろうかみたいな相談でございました。

話を聞くと、父兄の中には、そういったことが大変ということで、子どもにそういったスポーツを諦めていただくというふうなこともあるというふうに聞いております。何とか保護者で代わりばんこにといいますか、送迎はしているみたいなんですけど、だんだんそれが重荷になってしまって、いつ子どもにも、そろそろ辞めてくれんかなというふうに言ってしまうそうだというふうなこともお聞きしております。

何かそういった支援ができれば、例えば部活動支援バスみたいなものを走らせていただくとか、そういったことも何かできないのかなということを相談受けたんですけども、なかなか厳しい状況もありますので、これは先々また調査研究していきたいというふうに思っておりますけれども、教育長、そういう声があるということはお見知りおきをいただきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

1 点目、宿泊税導入についてです。

3 月の定例会の一般質問で取り上げた宿泊税導入について、調査研究するとされておりましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。また、大分県においても、宿泊税導入に向け、先行する別府市を参考に検討するということですが、状況は把握されていますでしょうか。

次でございます。2 点目、ポイ捨て防止条例施行について。

条例が施行され 2 か月が経過しましたが、状況はどうでしょうか。特に重点区域に指定された湯の坪街道周辺では、条例施行後、これは確実にきれいになっているというふうには実感はしておりますけれども、課題も見えてきたと思います。そこで、課題の洗い出し等はされていますでしょうか。

3 点目でございます。太陽光発電の 2032 年問題についてです。

2012 年から 2014 年頃に運転を開始した大規模の産業用太陽光発電、いわゆるメガソーラー発電でございますけれども、この固定価格買取制度、FIT の買取期間が終了することに

より、ソーラーパネル等の設備が大量に廃棄、処理されることになるかと推測されます。由布市内でも、この問題が対象となる施設があると思いますが、固定買取制度終了後に果たして発電事業者が協定どおり撤去するかが心配されております。対策は、どうお考えでしょうか。

それから、追加通告でございます。議案第69号について。

今議会に上程された議案第69号の由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改定についての提案理由中に「軽易な変更」があるが、何をもって軽易とするのか。議案説明時に具体例が示されましたけれども、もちろん理解はするんですけども、「契約の変更により増減する金額が変更前の契約の金額の10分の1に相当する額を超えないとき」とするだけでは、曖昧さが感じられます。条例中もしくは附則の中に明文化する必要があるのではないかというふうに思いまして、質問させていただきます。

再質問はこの席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、9番、太田洋一郎議員の御質問にお答えします。

私からは、宿泊税導入についてお答えをいたします。

宿泊税の導入につきましては、令和7年第1回定例会において、引き続き検討を進めてまいりますと答弁をいたしました。令和7年度に入り、大分県が宿泊税導入について表明し、大分県観光振興財源検討会議を設けて、別府市と連携して検討を進めると表明をいたしました。由布市もこの検討会議に事務レベルで参加をいたしておりまして、情報把握に努めているところでございます。

今後は、県、別府市の動向を注視し、遅れが生じることがないように、昨年10月から導入した入湯税超過課税との使途の明確化、観光振興財源としての活用方法を検討し、協議体を設けて進めてまいりたいと考えているところです。

以上で、私からの答弁は終わります。他の質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。

条例施行後の状況はどうかとの御質問ですが、ポイ捨て防止条例施行後2か月がたち、重点地域に指定した湯の坪街道周辺地域では、明らかに街がきれいになったとの声をいただいています。今回新たに設置した湯布院中央児童公園の公設ごみ箱8台と、テイクアウトできるお店55店舗に設置していただいているお互い箱と名づけたごみ箱が効果を上げているものと思われま。

街はきれいになっていると実感していますが、湯の坪地域の関係団体で組織されたクリーンアップ協議会と協議する中で課題が見えてきました。

1つは、各店舗に設置してもらっているお互い箱の分別です。氷が入ったままのプラスチック

容器や長い竹串、ガラスの容器やソフトクリームの食べ残しなども一緒に捨てられており、そのような状況が続くことで、店舗前にはごみ箱を置かなくなった店もあります。

2つ目は、事業者の責務です。自動販売機を含めテイクアウトできる店舗にはごみの回収が義務づけられていますが、積極的に協力してくれている店舗がある一方、いまだ回収容器を設置していない店舗も見受けられ、公平性を保てていない状況が生まれています。

3つ目は、インバウンドの方々への啓発です。重点地域内3か所に5か国語の看板を設置し、QRコードにて啓発サイトへ誘導していますが、その看板を見ない限り、そこが重点地域内であると認識できません。効果的な啓発方法の構築が急務となっています。

このような課題をクリーンアップ協議会とスピード感を持って協議し、環境課だけでなく関係課と連携して対応していきたいと考えております。

次に、太陽光パネルの廃棄についての御質問ですが、FITに伴い増加した太陽光パネルの廃棄問題については、これからの大きな課題と捉えています。太陽光パネルは産業廃棄物として適切に処理される必要があり、不適切な方法で廃棄された場合には不法投棄とみなされ、罰則が科されます。そのため、不法に廃棄される件数は少ないと考えていますが、事業者が自分の所有地で行っている太陽光発電については、事業が終了しても、廃棄処理を行わずにパネルが放置される可能性があります。

由布市では、事業面積が5,000平米を超える大規模な太陽光発電であれば、再エネ調和条例により届出を行う必要がありますが、中規模、小規模な事業については届出等を行う必要がなく、把握ができていません。今後、事業終了後も放置されている太陽光発電設備の情報があれば、現地を確認し、事業者への聞き取りを行いたいと考えています。

2022年より、10キロワット以上の太陽光発電設備については、廃棄費用の積立てが義務化されました。また、現在、環境省、経済産業省が太陽光パネルのリサイクル義務化を検討しています。こういった国の動向を注視しながら、今後の対応について検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第69号についての御質問についてお答えします。

工事を発注するに当たっては、事業の目的や現地の形状、地質調査など、十分な調査、情報収集に努め、実施設計を行っております。しかし、予期せぬ事情により設計変更を伴う事案が時として発生をいたします。

国土交通省の設計変更ガイドラインでは、軽微な変更は、構造、工法、位置、断面等変更で重

要なものまたは、それぞれの変更見込み金額の合計額が請負金額の20%を超えるもの以外が軽微なものとして取り扱われています。また、由布市の建設工事に係る変更契約の取扱については、基本、変更は3割以内のものとし、原設計を根本から変えるような変更については、契約の同一性を失うこととなるため認めていません。このことを踏まえ、契約の変更により増減する金額が変更前の契約の金額の10分の1に相当する額として設定をさせていただきました。

なお、構造、工法、位置、断面等の変更で重大なものについては、工事の内容を大きく変更するもので、契約金額の10分の1を超えるものと捉えております。

このような軽微な変更以外につきましては、当然予算が伴うものとなりますから、補正予算を上程するとともに契約変更議案を上程し、それぞれ審議をいただくものと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） それでは、宿泊税導入についてから再質問させていただきます。

先ほど、市長の答弁の中で、別府市の動向を注視しながら、遅れが生じることなくということで述べられておりましたけれども、これ、実際にその計画として、大体どれぐらいの時期に導入を開始するというふうなお考えですか、お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

今、県と別府市が中心になって、県下全域で宿泊税の検討が行われております。今の段階で、どれぐらいにするか、率にするのか定額にするのか、またいろんな議論が進められて、まだいつからというのは明確にはなっておりません。うちも担当者がこの会議には出席をいたしておりますので、そういった動向を注視しながら、できれば遅れることのないようにしたいと思います。うちの場合は入湯税の超過課税を導入しております。これの使途と宿泊税の使途と、そういったことを明確化する必要がございますので、県の情勢も踏まえてそういうことを決めるために、市役所の中に関係者も含めた協議体となるべく早く設置したいというふうに考えております。その協議体の審議過程にもよるんですけども、他市町村に遅れることなくやりたいと思います。今、いつからというのは、まだちょっと不透明なのがございます。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） いつからということがなかなか明言できないというのは理解します、ただ、以前、福岡県と福岡市で宿泊税を導入するということで、かなり福岡、北九州で議論が起こったと。宿泊税を、言い方は悪いんですけど、取り合うというふうな形になってしまったということもありまして。ただ、福岡と北九州は、それなりの金額を県と一緒に折半するような形になった。その後に宿泊税を導入した自治体というのは、かなり安い金額で協議されると。要

は、県のほうが例えば200円の宿泊税を取った場合に、福岡県と福岡市は折半で100円ずつ。ほかの自治体は、県に制定がおくれた場合には、例えば今、県が150円、そしてその自治体は50円みたいなことになってしまったというふうな実例もございまして、大分県が宿泊税を導入というのを表明されたときに、由布市としても検討されているということでございましたけれども、非常にこれは県よりも先に導入するべき事案なのではないかなというふうにちょっと心配したものですから、今回もこういう質問を取り上げさせていただいたんですけども、担当課長、その辺はいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。お答えいたします。

大分県が設置しました大分県観光振興財源検討会議のほうは、この1年間で計5回開催される予定をしております。第1回目のほうは5月に行われて、私のほうが参加させていただきました。第2回が7月、第3回、9月に行われるところなんですけども、今のスケジュールでいうと、この9月の第3回目で課税要件を決めていきたいと考えているようです。

別府市さんと大分県のほうなんですけども、令和8年度の6月議会で議会に条例のほうを出したいと考えているようです。その後、総務省のほうに県と別府市さんがそろって提出、同意のほうを求めるような動きになっているようですので、それに遅れを取らないような形で、今できることは今極力内部のほうでやって、いつでもスタートが切れるような状態には持っていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 今、御説明いただきましたけども、令和8年の6月議会に条例案をかけるということは、かなりの速いスピードで進んでいっているのではないかなというふうには思っているんですね。

それで、先ほど答弁いただきましたけども、遅れを取らないようにということで準備を進めているというふうなことをおっしゃいましたけども、どういったところまで準備をされているんですか。いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 昨年度もお伝えをしたところなんですけども、もう既に導入している先行自治体、今現在でいうと12自治体あります。この1年間で、今総務省がもう許可を出している自治体が都道府県合わせて12団体あります。なので、来年の今のこの時点では、もう24自治体が宿泊税を導入しているような形になっております。まずは、そういうところの問題点であったりとか、そういう部分は聞き取りというか連絡を取って情報等を仕入れておりま

す。

また、由布市のほうは、旅館業さんの方等とお話をさせていただいて、あと、観光動態で昨年度の宿泊者が約140万人、外国人の方が30万ちょっといるところではあるんですけども、あと、そこで、税率の部分であったりとか、要は試算も、お宿さんによっては価格帯がかなり湯布院の場合は開きがありますので、どういう部分で、どういう形で取り入れていけばいいのかというシミュレーションを幾つかやって、いつでも皆さんにお見せできるような形の準備のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 市長、そこまで担当課が進めているということでございますので、先ほど申しましたように、県は令和8年、別府市とともに6月の議会に条例案をかけるということでございます。できればその前に由布市としてスタートできないものだろうかというふうには思っているんですけども、ちなみに市長、宿泊税の導入はするということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

ごみの問題とか、今、入湯税の超過課税も頂くようにしていますし、そういった財源を有効に活用しながらまちづくりを進めていかなければならないんですけども、さらに今後、米の問題だとかいろんな課題も出てきておりますので、そういう財源に充てるためには必要だなというふうな認識を持っております。

さっき言いましたように、大分県がどういう形で導入しようとしているのか、県下全域でやるのか、別府市だけでやるのか、その辺、もうちょっとはっきりまだ見えてきていません。いずれにしても、先ほど議員が御指摘いただいたように、後から不利になるようなことがないように、十分注視しながら導入しなければいけないというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ありがとうございます。市長の今の答弁では、導入するという方向で進めていくということで理解をさせていただきたいというふうに思っております。

担当課も非常に事細かくされていると、調査研究なり組立てをされていると思うんですけども、即実行ができるように、ぜひとも準備を進めていただきたいというふうに思っておりますし、市長、そういうふうにもた担当課にしっかりと指示をしていただけますでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） もう既に指示をいたしておりますけども、しっかりと準備を進めるよう

に再度指示をしたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） では、ぜひとも宿泊税導入に向けて、しっかりとした取組を進めていただきたいと思いますし、また、他市町村で導入されているところをしっかりと研究されて、非常に有意義なものにしていきたいと思いますというふうに思っております。準備方大変でしょうけども、ぜひよろしくお願いいたします。

次です。ポイ捨て防止条例に行かせていただきます。

確かに、先ほども申しましたように、導入後、重点区域では本当にきれいになったなというふうに感じています。ただ、先ほど言われたように、いろんな課題も見えてきたと。いかに周知をしていくかということも非常に大きな課題だと思っているんですね。特にインバウンドの方というのは、こういった条例が施行されているというのはなかなか理解されにくい場合もありますし、また重点区域の中でポイ捨てがあったり、そういったことが、以前ほどはないんですけども、特にたばこのポイ捨てなんかも少し入り込んだところで結構目にするかな、そういった感じも持っております。

ぜひとも、周知の方法といいますか、それをいかに、要は、あのルールをしっかりとアプリとしてダウンロードしていただけるかというところが非常に大きな部分になってくるのかなと思うんですけども、そういったところの周知の方法というのが、環境課なり、商工観光課なり、どちらでも構いませんけども、何かお知恵があればお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをします。

加藤裕三議員のトイレの御質問のときにも少し関連したような回答をさせていただいたんですけども、今、観光客の皆さん方に周知啓発を行うのは私ども商工観光課の業務かというところで取組を進めておりますけれども、「ゆふいん時間の過ごし方」というチラシを作っております。QRコードを読み取っていただければ、湯布院のまち歩きのルールのサイトに飛ぶような今仕組みにしているんですけども、そのQRコード自体をなかなか拾えないという問題もありますので、そのQRコードに特化したチラシを今作って、JRの由布院駅であったり、バスターミナルであったり、大きなところにポスターとして掲示をしていただいているというような状況がございます。

ただ、これも、QRコードのほうに飛んでいる数値がうちのホームページのほうに飛びますので、数値的な情報も持っているんですが、思ったほど見ていただいております。ですので、新たな手法で、言えばショート動画とか、少し視覚的に見やすく、分かりやすく訴えられるような啓発の仕方というのも早急に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） いろいろ周知の方法はあると思うんですけども、例えば湯布院観光の場合、かなりの団体バスが入ってきておられますけれども、大体旅行者というのは限られてくるのかなというふうに思うんですが、そういったところ、もしくはバス会社に対して、例えば、別府を出発して湯布院に来る間にバスの中でＱＲコードを読み取っていただくような仕掛けといいますか、そういったところに、例えばバス会社であったりそういったところに、湯布院に行く時間の間にお客様にアプリでＱＲコードを読み取っていただけるというふうな作業も移動の車中の中はできるのではないかなというふうに思うんですね。そうやって少しでも多くの方に理解していただいて、観光を楽しんでいただくという必要があるのではないかなというふうに思うんですが、そういったところはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりで、要は入り口段階で、観光地に入ってくる入り口段階で周知をするというのが一番効果的だというふうには考えております。ですから、今、現時点ではＪＲとあとバスターミナルに大きなポスターをつけておりますけれども、この後、団体日帰りバスツアーで来られるバスの駐車場等々に出向いて、今あるチラシであったりＱＲコードを読み取る手法を周知啓発していきたいというふうに考えていますし、さらには旅館組合や観光協会とも連携を取りながら、この湯布院のまち歩きルールを、来た段階で、まずは分かった上で歩いていただけるような状況、環境をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） できれば、湯布院観光を快適に過ごしていただくためにということで、ぜひともこのＱＲコードを読み取ってくださいというふうな働きかけが非常に必要かなというふうに思いますので、そういった働きかけも含めて、旅館組合、観光協会、また観光局も含めて、しっかりと周知のための準備をしていただきたいというふうに思っています。

それと、もう一つの問題が、各テイクアウトの店舗に設置したごみ箱で、先ほど課長が言われていましたけれども、とにかく分別ができないんですね。分別をしてくれていない。このごみ箱は瓶、缶は駄目ですよ、燃えるごみ専用ですよというふうにステッカーを貼っても、いろいろな物が入っているんですね。うちの家内がやっております店舗で設置したお互い箱ですけども、今までどんなのが入っていたかという、一番ひどかったのは壊れた折り畳み傘が入っていたり、カップラーメンを半分食べた状態でその中に入れられるとか、そういうことも非常に起きており

まして、なかなかその分別という部分が非常に難しいのかなというふうに思っているんですね。よほど、お互い箱、まだ予備があるのであれば3つも4つもお借りして、各分別をできるように並べようかみたいな話もしていたんですけども、そんなことしたら大変というふうなことで。

ですから、今現状では、1日営業が終わると、ごみ箱を開いて、手袋をして、ペットボトルであるとか、何をとか、瓶、缶、そういったやつを選別して、ごみにして事業系の清掃業者に引き取っていただくんですけども、その作業がどこの店舗もやっぱり大変ということで、やはりごみの分別という部分もしっかりと周知の中の対応としてやっていただきたいと思うんですが、課長、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

条例を施行して、この2か月間の間にそのような状況が多々見受けられました。1つの成功事例として、自動販売機の回収箱、今までは販売機の回収箱の横にがーっとごみがあったわけなんですけれども、しっかりと分別をしてくださいと多言語で表記しました。すると、全くそういうことがなくなってきれいになったと。インバウンドの方々も、自分の国の言葉で書いてみると、やっぱり読むみたいで、そういったことを全てのお互い箱にできるようにというか、周知していくことがこれからの大切な作業になると思っています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひとも多言語で、なるべくコンパクトに分かりやすいようにしていただきたいなというふうに思っております。

ただ、ごみ箱がそこにあるから、分別はしなくてもちゃんと捨てていただけると、捨ててくれるというところは非常にやっぱり評価するべきだと思うんですね。本来であれば、例えば自販機の横のボックスの横に散乱しているような状況で、ただ、ここに捨てるのはいいんだろうなと思ってそういったところに捨てていくと思うんですよね、置いていくというか。それがちゃんとお互い箱の中に入っているということは評価すべきだというふうには思っているんですけども、先ほど課長が言われたみたいに、ちゃんと多言語で、これは例えば燃えるもの専用ですよとか、そういうふうなことでしっかりと周知していただく、アピールしていくということが非常に重要なというふうに思っております。

先ほど課長も言われたみたいに、当初は通り沿いの正面にごみ箱を置いていたのを、だんだん裏のほうに持って行って、一応は設置していますみたいなのところもやっぱり結構見受けられるので、なるべく早めにそういうふうなものが準備できれば、対策としてやっていただければ、もう少し分かりやすいところにごみ箱が設置できるのかなというふうには思っておりますので、ぜひ

ともお願いしたいというふうに思っております。

また、一番困るのは、実はプラカップの飲みかけとか、飲んでしまっても氷が入った状態ですから、それが中で解けてごみ袋の中でそれが漏れてというふうなことも非常に困っているというふうな声も聞きます。そういった中で、プラカップの販売をする店舗に対しても、何らかの呼びかけといいますか、そういったものもぜひやっていただきたいな。これをしっかりやっていかないと、お互い箱を設置するということがなかなかできなくなるというふうなことになりかねませんので、早め早めの対応というのををしていただきたいというふうに思っております。

また、クリーンアップ協議会ともしっかりと連携していただいているのは非常に助かります。もっともっとやっぱりクリーンアップ協議会を活用するような案も、市と共に両輪でやっていけるようなことができるのではないかなというふうに思っておりますので、そのところの関係を密にさせていただきたいというふうに思っております。

では、ポイ捨て防止条例、いろいろこれから歩き出したばかりですけれども、ぜひともしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次です。太陽光発電です。

非常にこれは頭の痛い問題で、これ、全国各地でどんどん今から起こってくるであろうというふうに思っていますので、10キロ以上の俗に言うメガソーラーの場合は、積立てをして撤去費用を賄うというふうにはしておりますけども、これは仮に、例えば契約で20年目には、契約終了後には撤去しますというふうに、そういった協定を結んでいた、約束をしたという会社が、例えば19年9か月目にぽんと潰れたと。これ、計画的に潰すという手もあるんですね。ずる賢い事業者は、そんなやったら、あれや、潰してしまえばいいやということも考え得る。もし仮にそうなった場合に、それだけのボリュームのものが産業廃棄物としてそこに残ることになった場合、市としてはどういうふうな対応をされる考えですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

2022年から、撤去にかかる費用の積立てが始まっています。今議員おっしゃられた、19年の最後の、20年目の最後に会社を潰したというところまでは今のところ想定していなかったんですけども、そういったことも踏まえて、事業者のほう、こちらで把握しているのが、今のところ2019年に始まった協定を結んだ以降、9件の事案でございます。その方々と、そういったことのないように、ちょっと一回話をしながらしっかりと見ていく、そういうことだと思います。

中小の10キロワット以上の分というのは、経済産業省のホームページで公表されておりました。377件今のところあるそうです。そういったことも踏まえて、そちらも同じようにFITの買

取り、10年以降の積立てというのが始まっていますので、その辺も注視しながらいきたいと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 本当にしっかりと注視していただきたいと思っています。これは由布市だけではなくて、全国至るところの自治体で起こり得る問題でございますので、そういったこともしっかりと想定した中で、事業者との意見交換なり、調査とまではいきませんが、こういった状況なのかというのは逐一チェックするべきだなというふうに思いますし、仮に廃棄されたという場合に、どこが責任を持って回収するのか、廃棄するのかというのは、これは地元自治体というふうに最終的にはなってしまって、行政代執行みたいなことになりかねないかなというのが心配ではございます。そのまま放置するとなると、以前も申しましたけれども、パネルの中には非常に有害な物質、部品が入っておりますので、損傷して雨水が入ってそれが溶け出て、汚染につながるみたいなことにならないように、しっかりとまた注視していただきたいというふうに思っています。

これだけ市内の中で、大規模な分が9か所、小中377か所と、これだけのボリュームのものが由布市内の至るところにあるということは非常に怖いことだなというふうに思いますので、担当課も大変でしょうけれども、そのところは、事業者を再度しっかりと意見交換といいますか情報交換しながら、経営状況なんかも含めてしっかり観察していただきたいというふうに思いますし、責任を持って撤去していただくというふうなことを再度お願いするということが必要ではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

今おっしゃられたとおりだと思います。しっかりと注視していきたいと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） ぜひともお願いいたします。あと10年ぐらいたつと、徐々にそういったやつが契約が終了していくということで、徐々に大変なそういった時期に入っていくわけですが、今のうちからしっかりと準備をしていただいて、こういったことが、廃棄、それを放置されるということがないように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っています。では、太陽光発電はこれで終わります。

次、議案第69号についてでございます。

先ほど課長が言われたのは、例えば10分の1であっても、補正予算を組む場合には、それは

もちろん議案説明として、それとまた変更という部分の説明はあるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

基本的に予算では、設計額を予算として組んでおります。そして、当然、要件設定型の入札を行うような形になるんですけども、最低制限価格で入ったとしても、最低制限価格が大体92%ぐらいになりますので、8%ぐらいの予算が予算残としてあるような形になっております。

そういう場合につきましては、予算が残っている場合については、10分の1以内であれば、大きな要するに構造とかそういうもの以外であれば、要するに議会の契約の議決の変更をかけずに変更させていただくような形でお願いをしたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） この議案ですけれども、見方を変えれば、これはちょっと議会軽視じゃないのというふうに思われる議員さんも多分おられると思うんですね。そうじゃなくて、あくまでも軽微な変更ということで、10分の1以内でやると、予算内で予算残が出れば、それで対応できる分はやるということだと思うんですけども、我々としては、なぜそうやって変更せんといかんのかと、いけなくなった理由を審議したいんですよね。例えば、人件費高騰でどうしても工事費のボリュームが上がってしまったとか、なぜそういったことをやらなければいけないのかという理由を議会としてはしっかりと審議をしていくことが我々の責務だというふうに思っておりますので、そののところをしっかりと聞きたいというのが本音だと思うんですね。

そうすると、10分の1ということで、何でも10分の1でぼんぼんやられてしまうのではないかというふうな懸念の声もあるということも理解していただきたいんですが、そのところはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まさに太田議員のおっしゃるところも十分理解はできます。ただ、臨時議会なり、定例会を待って議決をお願いするような形になっていきますと、市長が提案理由で申しましたような形で、例えば学校とかの部分につきましては、新学期とか新年度というふうな形の部分がありますので、そういう部分に工期の遅れというのが大きく影響してくる場合が出てくる場合があります。そういう場合のところの部分の踏まえまして、軽微な変更の部分に限って議決を要しないでいただくような形でお願いできないかというふうな形で提案をさせていただいたのが今回のこの議案の大きな理由というふうな形になっておりますので、どうぞ御理解のほどをお願いしたいなと考

えております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） 議案の中身といいますか、趣旨は非常に理解するんですけども、課長が言われるように、軽微の変更というのは、軽微は具体的にどういったことを指すのか、それを再度説明していただけますか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） お答えします。

なかなか軽微な変更がどういうものかというのを一概に言うのはちょっとなかなか難しいと思うんですけども、例えば、地質調査とかをきちっとやっているんですけども、やはり地質調査を行っていないところで大きな岩盤が出てきたりとか、やはり転石が入ったりとかいうふうな形で、基礎とかの部分で、床掘りとかの部分で、やはり想定以外の時間を要したりとかいう部分と、もう一つは、近年やっぱり物価高騰で人件費とか資材等が上がっております。そして、大きな事業に限っては、単年度で事業を遂行することがなかなか今は難しいような形で、２年、３年というふうな形で継続費を組んで事業を行っているところになります。そういう場合になりますと、やはり年度年度で事業費を支払っていきますので、その物価高騰に対する人件費のスライドとかいう部分がありますと、そういう部分は、やはり業者から言われますと、その部分は次の年度で、人件費が上がった部分については、そこをちゃんと業者のほうにも見ないと悪いというふうな部分が出てきます。そういう部分のときに、やはり変更をして契約をやっていくというふうな形になりますので、そういう部分に対してやっていく形で、例えば２階を３階にしたりとか、そういうふうな場合については、当然１０分の１の予算の中ではないかと思っておりますし、変更、必ず議会のほうにお願いをして、内容自体をちゃんと説明して、その趣旨、要するに設計の趣旨、契約の趣旨が変わってくるものと考えておりますので、そこら辺は、１０分の１以下だったとしても説明は必要だと考えています。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） 分かりました。

では、そういった今課長が言われたような軽微な変更という部分は、何か明文化する必要があるのではないかなと思います。例えば附則に書き込むとか、そういったことは可能なんではないか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） お答えします。

なかなかやはり工事というのは多岐にわたるものだろうと思っております。一概にそれを条文化して書いていくことというのはなかなか難しいと判断をして、割合のみというふうな形でさせ

ていただいた次第でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） できれば明文化していただいて、それを書き込んでいただくというのが、私としては理解ができるというふうなことで、何をもって軽微と言うのかというところも、ケース・バイ・ケースでしょうけども、そのときそのときで、例えば執行側がこれは軽微だというふうに判断すれば軽微になっていくわけですから、そうじゃなくて、こういったことが軽微として当てはめられますよというふうなことは何か必要ではないかなというふうには思いますので、何らかの方法で軽微という部分というのを説明していただいて、この条例に当てはめていくというふうなことが必要ではないかなというふうに思いますので、なかなか附則に書き込んだり何だり、非常に複雑で難しいだろうと思います。何か違う方法で何か検討ができないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） お答えします。

１つは、先ほど申しましたですけども、国土交通省が出しております設計変更のガイドラインとかの部分は、軽微な変更は２０％以内のものというふうな形で指定をされております。国が示すガイドラインとか、うちが持っております工事に係る変更契約の取扱い等を十分に重視しながら、その部分を踏まえながら、やはり大きな構造、先ほども言いましたけど、構造、工法、位置、断面とかの部分については、そこら辺はやはり軽微な変更とは考えておりませんので、そういう部分についてはしっかりと議会の承認を経たいと思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） じゃ、課長が言われるように、国交省の示すガイドラインという部分が１つの軽微な部分の説明になるということで理解してよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議員（９番 太田洋一郎君） 分かりました。

では、ぜひとも、これから常任委員会なり何なりで審議を多分されると思うんですけども、そのところもしっかり踏まえながら多分議論されていくと思いますので、この質問に関してはこれで終わりたいと思います。

これで私の一般質問が終わりまして、最後でございますけれども、実は１２年前に市議会議員の選挙に出たときに、実はうちの家内とも話したんですけども、還暦まで６０歳、３期ということで区切りをつけたらどうかということで進めてきました。今まで活動してきました。実は今年の１０月に改選がございますけれども、それに出るか出ないかというのは、非常に今後援会とも

話しておりまして、私としては、もうそろそろ卒業させていただこうかなというふうな気持ちも7割ぐらいはございます。まだまだ悩むところではございますけれども、もしかしたら、これが最後で、ラスト2回目の一般質問になるかもしれませんので、そのところは申し添えて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、9番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） これで、今回の一般質問は全て終了しました。

次回の本会議は、明日6月19日の午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時47分散会
